

第一百九十三回国会

財務金融委員会議録 第七号

(五五)

平成二十九年二月二十七日(月曜日)

午後一時十分開議

出席委員

委員長

御法川信英君

理事

井上 信治君

理事

藤丸 敏君

理事

山田 賢司君

理事

伴野 豊君

理事

石崎 徹君

理事

大野 敬太郎君

理事

勝俣 孝明君

佐々木 紀君

武部 鈴木君

武部 鈴木君

武部 新君

武部 新君

武部 新君

武部 新君

武部 新君

武部 新君

國務大臣

(金融担当)

財務副大臣

財務副大臣

委員の異動

二月二十七日

辞任

鬼木 誠君

津島 淳君

第一類第五号

財務金融委員会議録第七号

平成二十九年二月二十七日

同日

佐々木 紀君

武部 新君

古田 圭一君

村岡 敏英君

鬼木 誠君

津島 淳君

宗清 皇一君

重徳 和彦君

NISAの創設は、株式投資ができる資産保有層を優遇するものであり、預貯金金利などとの不公平を残した優遇制度にほかなりません。

その他、国税犯則取締法を国税通則法に取り込む改正案にも、税務行政の実態から見れば、国税通則法の任意調査と国税犯則取締法の強制調査との垣根を低くする懸念があり、賛成できません。

なお、国外財産に関する相続税等の納税義務の見直しや、中小企業向けの租税特別措置など、賛成できる内容も盛り込まれていますが、上記の理由から総合的に判断し、本法案には反対といたします。(拍手)

○御法川委員長 次に、丸山穂高君。

○丸山委員 日本国維新の会の丸山穂高です。

私は、我が党を代表して、所得税法等の一部を改正する法律案について、反対の立場から討論いたしました。

まず、所得税についてです。配偶者控除にかかる夫婦控除の導入は、結局、かけ声倒れに終わりました。いわゆる税制の壁をなくしていくためにも、抜本的な改正が必要不可欠であり、今回のようない百三万円の壁を百五十万円に変えたとしても、間に百三十万円の社会保障の壁があるなど、小手先だけの改革では、ますます税が複雑さを増すばかりです。

働きたい女性も、家庭で育児や家事に専念したい女性も、平等な扱いを受けつつ、真に少子化対策となる制度、夫婦控除への切りかえやN分のN乗方式の実現が急務です。

法人税はどうでしょうか。近年の法人税改革が実効税率を引き下げる成長志向のものであることは評価いたします。しかし、海外での法人税制の変化がよりダイナミックに進むことが予想される中、さらに大胆な法人税率の引き下げが必要です。特定の企業に適用され続けて既得権化している上に、経済効果も示されない租税特別措置は全て廃止し、財源とすべきです。税制改正は、本来、民間の活力を最大限發揮できるような内容であるべきにもかかわらず、今回

提出された法案は、先ほどの所得税にしても、法人税にしても、事業承継税制にしても、残念ながら不十分な改正内容と言わざるを得ません。これらの理由から、我が党は、本法案に反対いたします。

重ねて、委員会質疑でも数多く取り上げられた森友学園の問題については、政府側の情報公開がまだまだ不十分と言わざるを得ません。さらに公開を求めながら引き続き不正な圧力がなかったのかの検証が必要不可欠です。

同時に、委員会で述べたように、各マスコミや朝鮮学校などにおいても、同様に公の土地を格安で取得したり借りたりしている可能性がある点について、同様に参考人招致での検証が必要です。

本日の予算委で、安倍総理より、森友へ大臣表彰したのは民主党時代の文部科学大臣ではないかという話もありました。野党側の指摘どおり、一円でも国民の財産を無駄にしないためにも、森友の問題を徹底的にやると同時に、売却問題全体を確認して、同じ並びでおかしなことがあれば、おかしいと言つていくのが筋ではないでしょうか。

逆に与党側から見れば、安倍総理の言う戦後レジームの脱却を今こそ真に目指していくために、森友を皮切りに、先ほど述べたマスクミや朝鮮学校、果ては政党本部まで、疑われている同様の案件を白日のもとにさらし、戦後残り続けるうみを徹底的に出していこうではありませんか。

事の本質をあぶり出しながら國益を追求していく。維新の会は、タブーなく、國民がおかしいと感じていることを指摘し、改善を求めていくことをお約束して、私の反対討論を終わります。

御清聴ありがとうございました。

○御法川委員長 これにて討論は終局いたしました。

(賛成者起立)
○御法川委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○御法川委員長 この際、ただいま議決いたしました本案に対し、土井亨君外二名から、自由民主党・無所属の会、民進党・無所属クラブ及び公明党の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。木内孝胤君。

○木内(孝)委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表いたしました。

案文を朗読し、趣旨の説明といたします。

所得税法等の一部を改正する等の法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 高水準で推移する申告件数及び滞納税額、経渉取引の国際化、広域化、高度情報化による調査・徴収事務等の複雑・困難化に加え、

税制改正による税制の複雑化、社会保障・税一体改革に伴う税制改正への対応などによる事務量の増大に鑑み、適正かつ公平な課税及び徴収の実現を図り、国の財政基盤である税の歳入を確保するため、国税職員の定員確保、職務の困難性・特殊性を適正に評価した

給与水準の確保など処遇の改善、機構の充実及び職場環境の整備に段階的努力を払うこと。

特に、近年の国際的な租税回避行為に対し厳正に対処するとともに、富裕層やコンプライアンスリスクの高い層への調査を充実化するよう職員の育成や定員の拡充等、従来に

上げます。

○御法川委員長 これにて趣旨の説明は終わりま

した。
採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)
○御法川委員長 起立多数。よって、本案に対し

附帯決議を付することに決しました。

この際、本附帯決議に対し、政府から発言を求

められておりますので、これを許します。財務大臣麻生太郎君。

○麻生国務大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といしましても、御趣旨に沿つて配意してまいりたいと存じます。

○御法川委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)
○御法川委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

(報告書は附録に掲載)

○御法川委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたしました。

午後一時二十二分散会

A